

## 令和 2 年 1 2 月 勝山市定例農業委員会

1. 開催日時 令和 2 年 1 2 月 2 3 日 (水)  
 2. 開催場所 勝山市役所 3 階 第 2・3 会議室  
 3. 出席委員 農業委員 1 2 名、農地利用最適化推進委員 9 名

会長	1 番	松村 勘兵衛			
会長職務代理	2 番	中村 栄治			
農業委員	3 番	牧野 元恵	8 番	田中 政男	
	4 番	酒井 清泰	9 番	山内 百合子	
	5 番	笠松 邦造	1 0 番	山口 拓雄	
	6 番	北山 謙治	1 1 番	前田 壽夫	
	7 番	須見 則雄	1 2 番	平泉 節子	

### 農地利用最適化推進委員

1 番	境井 義樹			
2 番	本多 範行	7 番	辻 総一郎	
3 番	松川 隆	8 番	牧野 雅夫	
4 番	吉田 新一	9 番	鳥山 豊一	
5 番	高野 忍	1 0 番	松山 隆重	

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1 名

### 5. 審議内容・結果

議案番号	議案名	審議結果
議案第 4 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃借権の設定）	可決
議案第 4 6 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第 4 7 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見聴取について（農地中間管理事業による賃借権の設定）	可決
議案第 4 8 号	現況証明願いについて	可決

- (報告事項) (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
 (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
 (3) 農地の転用事実に関する照会の回答について

6. 農業委員会事務局 事務局長 竹生 禎昭 係長 多田 喜代彦  
 書記 山本 典子 係長 川村 聖市

## 7. 会議の概要

- 事務局長 ただいまから令和2年12月定例農業委員会を開催いたします。  
本日は、松井推進委員が欠席の旨、お聞きしております。  
それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 会長あいさつ。  
本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、終了後下限面積についての協議を行います。  
定例会終了後、「実質化された人・農地プラン」について、分科会を行います。  
また「新型コロナウイルス感染防止対策下の会議等の開催について」にもとづき、会議を開催いたします。委員各位には拙速な審議をお願いすることになりますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。終了予定は、遅くとも午後3時を予定しています。
- 事務局長 ありがとうございます。これからは会議規則により、会長が議長として議事進行をお願いいたします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。事務局から12月分の経過報告を申し上げます。  
事務局 それでは、12月分の経過報告をいたします。  
議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、本日の議事録署名委員を 5番 笠松 邦造 委員 6番 北山 謙治 委員の両名にお願いします。  
議事に入る前に、先月保留となりました議案第44号第3番の案件について事務局より説明願います。
- 事務局 それでは、先月保留となりました温泉センター水芭蕉テニスコートの一部と隣接地の現況証明願いについてご説明いたします。  
温泉センター水芭蕉の施設の整備につきましては、農地の転用の制限の例外である、土地収用法により整備されておりました。そのため、土地収用法による取得のみで地目変更が可能であり、現在は地目変更が完了しております。  
今後、このようなことのないよう、申請の際には十分な確認を行って参ります。大変申し訳ありませんでした。
- 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、議事に入ります。  
それでは 日程第1  
議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）について、を議題とします。  
事務局より説明願います。
- 事務局 それでは 議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（賃借権の設定）について、ご説明いたします。
- 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
田中委員 ②について、使用貸借となっていますが、別途、代償みたいなものはあるのでしょうか。  
事務局 特に、現物で米を渡すとか、そういったことはありません。  
山内委員 ②の貸付人は、町の方ですが、農地を取得できたんですか。  
事務局 ②の貸付人は、他にも何筆か農地を持っていらっしゃるようです。
- 議長(会長) 農地の取得方法については、昔の話ですし、こちらではわかりません。名義は貸付人となっているということで、理解したいと思います。  
他にご意見、ご質問ございませんか。  
ないようですので、これより 議案第45号 について採決いたします。

議案第45号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
 全員 異議なし  
 議長(会長) それでは、議案第45号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(賃借権の設定)については、承認することに決しました。  
 続きまして、  
 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および、日程第7  
 議案第47号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について を議題とします。  
 これらは関連がありますので一括して行います。事務局より説明願います。  
 事務局 それでは、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)および 議案第47号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について ご説明いたします。  
 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
 ないようですので、これより 議案第46号 について採決いたします。  
 議案第46号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
 全員 異議なし  
 議長(会長) それでは、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(中間管理事業による賃貸借権の設定)については、原案どおり承認することに決しました。  
 続きまして、議案第47号 について採決いたします。  
 議案第47号 は、「適当である」旨の意見を付すことに異議ございませんか。  
 全員 異議なし  
 議長(会長) それでは、議案第47号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取については、「適当」である旨の意見といたします。  
 続きまして、日程第4  
 議案第48号 現況証明願いについてを議題とします。事務局より説明願います。  
 事務局 それでは、議案第48号 現況証明願いについて、ご説明いたします。  
 議長(会長) 説明はお聞きのとおりです。このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。  
 山内委員 12月17日に現地調査に行って参りました。写真のとおり、本郷区のふれあい会館が建っております。  
 平泉委員 同じく17日に現地確認をいたしました。3頁の写真のとおりでございます。  
 山口委員 6字5番1については、家の東側で、7字3番2、7字3番3については、家の北側でございます。写真のとおりでございます。  
 議長(会長) 報告はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。  
 笠松委員 本郷のふれあい会館については、市の補助金をもらっているかと思いますが、建てる際に地目の確認はしないのでしょうか。  
 事務局(多田) 現在は、確認していると思います。ただ、当時はどうだったかまでは、わかりません。  
 事務局(局長) 集落センターに対する市の補助金については、その土地の契約があれば、補助金を支出しています。  
 笠松委員 県の建築許可は、宅地でないと下りないのではないですか。  
 事務局 おそらく、建て替えだと思われそうですが、昔のことは不明です。  
 中村代理 建てた時に地目変更をするべきでしたが、なされていませんでした。申請のとおりです。  
 辻委員 隣の21字にも建物が建っているようですが、そちらはどうなっていますか。  
 事務局 こちらは、平成11年3月18日付けの5条許可で、地主と本郷区に賃借権が設定されています。  
 議長(会長) 他に、ご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これより 議案第48号 について採決いたします。  
 議案第48号 は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

全員 異議なし

議長(会長) それでは、議案第48号 現況証明願いについては、原案どおり承認することに決しました。

事務局 次に、報告事項に入ります。  
 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。

事務局 報告

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、  
 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告願います。

事務局 報告

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。

中村代理 故人の氏名で申請がありますが、書き方として不自然ではないですか。

事務局 通常ですと、相続届出を提出いただいて氏名を変更しますが、今回その提出がまだという  
 ことで、事務局でも把握しきれず、このような表記になりました。

議長(会長) 他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので次に、  
 農地の転用事実に関する照会の回答について、事務局から報告願います。

事務局 報告

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。  
 ないようですので、協議事項に入ります。  
 農地の下限面積について、事務局より説明願います。

事務局 前回、意見を多くいただきまして、その中から次のように案としました。  
 まず用途地域について、①案は1アール、②案は5アール、③案は10アールでございます。  
 続いて北谷地区につきまして、①案は北谷地区の農用地区域は20アール、②案は北谷  
 地区全域が10アール、③案は北谷地区全域が20アールでございます。  
 最後に、用途地域外と北谷地区以外の区域につきまして、①案は30アール、②案は40  
 アール、③案は50アールでございます。  
 以上で議論いただきまして、また、この案以外にも数字がありましたら出していただき  
 まして、議論のほどよろしく願いいたします。

議長(会長) 本日の会議で決定したいと思います。①案、②案、③案のどれかに決めるということでは  
 なく、各区域ごとにどの数字とするか決めていただきたいと思います。法律では50ア  
 ールと定められていますが、それ以下となっている事例も国内に数多くあるということ  
 でよろしく願います。

中村代理 全国で7割の農業委員会が別段面積を定めております。当市も50アールが障害となっ  
 て買うことができない事例がこれまでにありました。個人的には用途地域内の50アール  
 はもう少し緩和して、流動化を図るべきだと考えています。

北山委員 いつまでに決めますか。期限を決めてしまった方がよいのではないですか。

議長(会長) 本日、決定したいと考えています。

北山委員 私の意見は、用途地域は5アール、北谷は10アール、それ以外は50アールか30ア  
 ールか迷うところです。農地が欲しい人がいない中で決めるのなら、30アールでもよい  
 のではと思います。

議長(会長) この規制は、あくまでも農業をしてもらうのが目的であって、農業をしない人が誰でも  
 買えるというのが目的ではないです。その点から言えば、用途地域外と北谷地区以外の区  
 域につきましては、あまり下げたくないという思いもありますので、その当たりの熟考が

必要かと思えます。

山内委員 離農で、10アールだけが家庭菜園として持てるようになりましたけれど、そういう方は買えるのか買えないのかどちらですか。

中村代理 仮に5アールと決まったなら、農地が0の方でも、買う農地が5アール以上なら買うことができます。

牧野元委員 下限面積は、農地の乱開発を防ぐために設けられたと理解しています。また、仲間田などでは、下限面積に満たなくても買える特例があります。というとは作り手がいるのなら可能だということです。乱開発を防ぎ、農地を保全することを目的として、用途地域外と北谷地区以外の区域については50アール、北谷は20アール、用途地域は思い切って1アールというのが、私の意見です。

議長(会長) 他にご意見、ご質問ありませんか。それでは採決に入ります。  
まず、用途地域内につきまして、①案、②案、③案について挙手をお願いします。  
①案が良いと思われる方

農業委員 挙手(6名)

議長(会長) ②案が良いと思われる方

農業委員 挙手(5名)

議長(会長) ③案が良いと思われる方

農業委員 挙手(1名)

議長(会長) それでは、①案に決定します。

北山委員 全員が手を挙げていましたが、採決は農業委員ですか、それとも推進委員も含めた全員ですか。法律で決まっているはずですが。

議長(会長) 採決は、農業委員のみです。挙手数は農業委員だけ数えています。

北山委員 それは先に説明してください。会議規則に沿って進行してください。

議長(会長) 説明不足で申し訳ありませんでした。農業委員の挙手数で数えさせていただいています。

鳥山委員 そうであるなら、先月の農業委員のみの定例会で決めてもらいたかったです。

中村代理 そのときには、まだその段階ではありませんでした。

議長(会長) 続いて、北谷地区につきまして、①案、②案、③案について挙手をお願いします。  
①案が良いと思われる方

農業委員 挙手(1名)

議長(会長) ②案が良いと思われる方

農業委員 挙手(8名)

議長(会長) それでは、②案に決定します。

最後に、用途地域外と北谷地区以外の区域につきまして、①案、②案、③案について挙手をお願いします。

①案が良いと思われる方

農業委員 挙手(7名)

議長(会長) それでは、過半数を超えて多数でありますので、①案に決定します。

勝山市の下限面積につきましては、用途地域内については1アール、北谷地区については10アール、用途地域外と北谷地区以外の区域については30アールと決定されました。

事務局 施行日については、令和3年4月1日を予定しています。

辻委員 このように決めるのであれば、変更の理由やこの数字となった経緯を、根拠として示してください。

議長(会長) この数字となった、と出すだけでなく、多少の説明は付けたいと思います。

事務局 委員方からのご意見等をまとめまして、ホームページに掲載させていただきます。

議長(会長) 他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、  
農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について、事務局より説明願います。

事務局 説明

議長(会長) このことについてご意見、ご質問はありませんか。

北山委員 年齢等のバランスに配慮とありますが、高齢者でもよいのですか。

議長(会長) 若年層から高年層までバランス良く、お願いします。

酒井委員 以前のように選挙などではないのですね。

議長(会長) 選挙ではありません。市長の任命です。

鳥山委員 農業をしていない区長さんがおられます。そのあたりの区長さんへの説明もお願いいたします。

中村代理 地域地域で実情に合わせてやってもらうしかないという部分もあります。

議長(会長) 続いて、「実質化された人・農地プラン」について、事務局より説明願います。

事務局 説明

議長(会長) このことについて、ご意見、ご質問はありませんか。  
1月定例農業委員会の開催について、事務局より説明願います。

事務局 次回は、1月25日(月) 午後1時30分から、開催予定としております。

北山委員 本日の議案の前に説明のあった水芭蕉の件ですが、11月に議案として上程し、保留となった案件を、今回、説明のみで撤回されました。いつから議案として上げなくてもいいようになったのですか。法改正があったのなら教えてください。また、今月の議事録署名委員になっていますので、間違っただけのものには判を押したくありません。

事務局 勝山市農業委員会会議規則には、委員会の議題となった事件及び動議を修正し、又は撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。とあります。大変申し訳ありませんでした。

北山委員 この経緯は議事録に残ります。定例会は、法律や規則に則って運営されるべきではないのですか。

事務局 申し訳ありませんでした。1月の農業委員会に撤回議案として、提出させていただきます。

北山委員 私が言わなければこのままいってしまったということです。条例や規則の勉強をお願いします。

議長(会長) 次回、撤回議案として提出させていただきます。

中村代理 市議会であれば廃案で上程する案件だったかと思いますが、私が農業委員になってこの9年間ほど、保留の後、廃案で上程した案件は1件もありません。選挙制度の頃より、保留になって廃案とした案件は多くありますが、定例会では口頭で説明してきました。今回新たに議案として上程するとこれまでを覆してしまうことになります。

北山委員 これまでも保留案件が多くありましたが、必ず、翌月以降に採決を取ってきました。今回は採決を取っていません。

中村代理 これまで廃案を議案に上げたことはありません。口頭の説明でやってきました。

北山委員 では、規則はどうなっているのですか。そういう規則があるのですか。

中村代理 これまでの農業委員会のやり方を話しています。

北山委員 理事者側に質問しています。説明は理事者側がすべきです。

議長(会長) 先ほど申し上げたとおり、次回、撤回議案として提出させていただきます。

北山委員 議案で上がったのなら、議案で撤回をするのは当然のことです。

中村代理 過去のこともそうなるのです。

北山委員 これまでも保留となった案件は数多くありました。よく覚えています。それについては、

議長(会長) | 次回以降に審議して可決か否決かを行ってきました。今回は採決をしていないのです。  
| 次回、撤回議案として提出させていただきます。  
| 12月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理が  
中村代理 | 申し上げます。  
| 閉会のことば

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

会長 松村 勘兵衛 ⑩

5 番 笠松 邦造 ⑩

6 番 北山 謙治 ⑩